

別記様式（第5関係）

会 議 録

会議の名称	西東京市廃棄物減量等推進審議会（第3回）
開催日時	平成18年3月31日（金） 午前10時00分から午後12時00分まで
開催場所	防災センター 6階講座室
出席者	（出席委員）大江会長、坪井副会長、岡野委員、篠原委員、北村委員、奥田委員、佐々木委員、宮川委員、五十島委員、山崎委員、石井委員、栗原委員、堀越委員 （欠席）岡田委員 （事務局等）大森環境防災部長、河原ごみ減量推進課長、篠宮ごみ減量推進課主幹、三村ごみ減量推進課統括技能長、加藤主事、平岡主事
議題	第2回会議録について 第2回会議の質問事項について事務局からの報告 平成16年度廃棄物会計について 西東京市の現状と課題の整理及び家庭ごみの資源化促進と適正な費用負担について（現在までの調査結果に基づく検討段階のまとめ） 報告事項 第4回審議会日程と場所について 柳泉園組合見学会の日程について 大森環境防災部長、河原ごみ減量推進課長 あいさつ
会議資料	西東京市の家庭ごみの資源化促進と適正な費用負担について（西東京市の現在までの調査結果に基づく検討段階のまとめ） 平成18年2月15日号広報 西東京市の廃棄物会計について 平成18年3月28日朝日新聞朝刊 エコセメント生産秒読み 経済産業省「容器包装リサイクル法」パンフレットからの抜粋 K・K「名濃」のパンフレットから抜粋（ごみ固形化燃料「RPF」製造システム） 一般ごみ（家庭ごみ）の年間排出量について・1日1人あたりの排出量 平成13～16年度不燃ごみ物理組成調査結果 可燃ごみ中混入不燃物調査報告書（年間集計）
会議内容	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録

<p>会長</p>	<p>あいさつ 議題に沿って進めさせていただきますが、先日エコタウンの施設見学をしてきました。産業廃棄物等のリサイクルプラントでガス化や鉄・金属類を取り除き、リサイクルする施設です。 それでは議題に沿って会議を進めていきます。</p>
<p>事務局 会長</p>	<p>資料の確認 第2回会議録を事前に配布したが、何か訂正箇所等がありますか。また、名簿も前回の会議の中で了承されたので配布しました。</p>
<p>事務局 会長 事務局</p>	<p>佐々木委員から住所の変更があったので報告 次に第2回会議の中で質問のあった事項の報告をお願いします。 容器リサイクル法に伴うその他プラスチックについて実物にて説明。 容器包装リサイクル法（以下容り法）に伴うものは、他にアルミ・スチール缶、びん・牛乳パック・段ボールがあります。市民(消費者)は商品の中身を買っており、その容器や包装は、容り法の対象物となります。対象外としては、例えばバケツ・鉛筆立て・プランター等があり、これは商品そのものを買っているなのでこの法律の対象外となり、不燃物等で収集することとなります。 対象物と対象外の品目のなかで議論が分かれるのが、ビデオテープであります。基本的にビデオテープは中身のテープを買っているので、外のケースは容り法対象物となります。資料の中に事例判定集があるので参考にさせていただきたいと思います。 歯磨き等のチューブ類は、対象物であるが汚れのひどいものは基本的に不燃ごみとして取り扱うよう考えています。他の市においても汚れのひどいものは、不燃ごみ扱いとしております。</p>
<p>委員</p>	<p>ペットボトルは非常に品質が良く、たまごパックはその他プラスチックと間違われるため、飲料用のペットボトルだけの回収に限らせていただいております。 現在プラスチック1のペットボトルは資源物に排出しており、廃プラスチック(ハンガーやバケツ)は不燃ごみ扱いで良いのでしょうか。</p>
<p>副会長</p>	<p>プラスチックをすべて一緒に収集するか、排出段階できちんと分別するかで違いが出てくると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在、一括して不燃ごみとして出しているため、最初は混乱が予想されま</p>
<p>委員</p>	<p>す。 他の外国や他市では、ごみを細かく分類しているが、西東京市では今後どうなるのでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>そのことは、次の議題の現在の柳泉園組合での処理になると思います。 容り法の対象物を分けて収集するか、一括収集してから分別するかは今後の課題であり、その他プラスチックの事前知識としたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>その他プラスチックのリサイクルルートは3種類あり、自主回収ルート・指定法人ルート・独自ルートがあります。自主回収ルートは店頭回収でその他は市町村収集において指定法人を通して再商品化するものと指定法人を通さず独自ルートで業者に渡すものです。 柳泉園組合では、現在ペットボトルについては指定法人ルートと独自ルートの半分ずつ処理しております。</p>

	<p>容り法対象物を収集等する業者は、指定法人にゆだねており、独自ルートは経費的には非常に高くなる。17年度は主務大臣が市町村負担を89,100円/tと定めており、18年度は新たに定められます。</p> <p>さらに、東京都や指定法人には排出量の見込量や保管場所等を指定する手続きがあります。全国的には、独自ルートと指定法人ルートの半分ずつで市が選択しております。11月頃には、指定法人に排出量の見込を提出することとなります。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>排出量の見込量等は年度当初に行うのでしょうか。</p> <p>廃掃法上では、一般廃棄物処理基本計画を定めることになっており、5年ごと15年先を見た市の基本方針を定めております。そして、3年ごと5年先の容り法に伴う、分別収集計画を定めることとなっております。この計画は17年6月に策定し、容器包装対象物を定め種類や見込量を定めています。</p> <p>これを、東京都に提出し、都を経由して国に提出します。</p> <p>この計画では、約2,000tを見込み、不燃ごみの約20～30%が容り法対象物が混入されていると見込んでいます。昨年の不燃ごみが6,324tですので31%となります。</p>
<p>会長</p>	<p>分別収集計画を都に提出する場合は、再商品化ルート別に提出するのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>実施の方向性は、6月か7月にその他プラスチックの保管場所の指定意向調査がきます。容り法では、圧縮・梱包・貯留する義務が定められております。その後、10月初旬全国で説明会があり、10月中旬に排出見込み量の提出依頼があり、翌年の実施に向け進んでいくこととなります。</p>
<p>会長</p>	<p>ペットボトルの場合、容り協会ルートと独自ルートの両方で計画書の提出等を行っているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その他プラスチックについては、すべて指定法人ルートで行っていきます。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>指定法人ルートと独自ルートの搬入量は推計で行うのでしょうか。</p> <p>ペットボトルについては、現在全量柳泉園組合を保管施設に指定しており柳泉園組合で搬入量は提出しております。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>分かりました。</p> <p>指定法人ルートではなく、独自ルートのものは柳泉園組合で売却しているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>柳泉園組合に確認しているが、売却できるルートだけではなく、逆有償でも処理できる2つのルートを作っておく必要があるとのこと。</p>
<p>副会長</p>	<p>ペットボトルは汚れ具合でランク付けがあり、ひどく汚れたもの等は九州の処理業者に行き、きれいなものは指定法人に行っていると聞いています。</p>
<p>委員</p>	<p>質の高いものは高く売却できるので、財政面からは高く売却できるように出した方が良くと思います。</p>
<p>副会長</p>	<p>独自ルートで中国に出した方が良くの話もありますが、安全なルートも必要ということもひとつにはあると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>リサイクル協会に申請しても、不適物があると返されてしまうので、市でも純粋なものを集められるよう市も検討し、市民の理解を得られるようにしなければならぬと考えております。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>ペットボトルにも見込み量はあるのでしょうか。</p> <p>柳泉園組合で見込み量を提出しております。</p>

委員	<p>例えば見込み量を100とした場合、実質搬入量の誤差はどのくらいまで許されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>ペットボトル等は実績があるので推測することができますが、その他プラスチックについては、組成分析等から推測しております。</p>
	<p>ただし、極端に搬入見込量が半分になることはありません。さらにこの見込量で容り協会が業者を入札で決めることとなるので、あまりにも実際と違う場合には、契約違反となるのでできるだけ近い数字で提出することになります。</p> <p>また、実施している市町村では、容り協会から見直しや是正等の調査が来ていると聞いております。</p>
委員	<p>汚れていて戻されるということが理解できないところです。</p>
事務局	<p>チューブ類等中身が入っているものは不適物になり、汚れているものはすべて排除されます。他の市町村のほとんどはAランクをもらっていると聞いております。</p>
委員	<p>容り協会は、Aランクしか引き取らないのでしょうか。</p>
事務局	<p>不適物はすべて排除されてしまいます。</p>
	<p>ただし、他の市町村では多少汚れていても良いが、その他プラスチック以外のもの、例えば金属類・ガラス類等が入ってしまうと戻されるということが基本となります。その他プラスチックは、まったくまっさらな状態でもAランクとなります。</p>
	<p>柳泉園組合で選別等を行えば、その他プラスチックに混入された金属類・ガラス類は処理できるが、西東京市単独で実施した場合は、不適物をどう処理するかは今後の検討課題であります。</p>
	<p>チューブ類等は、なかなか洗って出せない場合があるので、ひどく汚れたものは不燃ごみに出していただくことも考えられます。</p>
副会長	<p>原則、洗って出すということが必要であると思います。</p>
会長	<p>今後、容り法関係はおいおい行っていく必要があります。</p>
	<p>19年度の有料化に向けてステージを絞って勉強していきたいと考えております。式次第の(3)の 、 を続けて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>現在、不燃物は柳泉園組合でごみのピットからベルトコンベアーで流し、手選別にて金属類・ガラス類・陶器類等を取り除き、軟質系プラスチックはトロンメルという機械によって風で飛ばし、選別し焼却しています。硬質系プラスチックは、RDFという固形燃料として平成17年度から資源化しており、不燃ごみは現在ひとつも最終処分場には埋立処理されておりません。</p>
	<p>びん・缶・金属類等は資源化し売却しています。</p>
	<p>軟質系プラスチックは焼却し、柳泉園組合で熱源としたり、電力を売却しています。今後容り法に基づき分別収集の多くは軟質系プラスチックであり、分別収集すると焼却炉を燃やすのに助燃材が必要となるため、柳泉園組合でも多額のお金が必要となり、リサイクルすればするほどお金がかかってしまうということは現実的なことであります。</p>
会長	<p>引き続き の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>平成13年から16年の不燃ごみ物理組成調査結果ですが、これは西東京市の不燃ごみにどのようなものが混じっているかの結果であります。</p>
	<p>びん・缶・ペットボトルを分別収集しているが、不燃ごみの中にまだ混じっており、100%は分別されておりません。</p>

<p>会長 委員</p>	<p>不燃ごみ中の容り法対象物のその他プラスチックは年々減少していますが、17年度では逆に40%に上がっており、これはかなり変動しております。</p> <p>そのため、不燃ごみの中のその他プラスチックの割合をどのくらいに見込むのかは、今後の検討課題であります。現在は約30～35%くらいと考えております。</p> <p>下段の不燃ごみのプラスチックは、バケツや鉛筆立てのようなものです。</p> <p>また、可燃ごみ中の不燃物調査報告書は、可燃ごみの中に雑誌や新聞などがまだまだ混入されている。さらに、プラスチック類はお菓子やラップ類が多く混入されていることでもあります。</p> <p>このように物理組成の結果から容り法に基づくその他プラスチックは、不燃ごみの30～40%と考えられ、他市も同じように推定しております。</p> <p>以上2点についてご質問はございますか。</p> <p>その他プラスチックの分別収集をすると焼却するのに助燃材との話がありましたが、汚れたものもそのまま容り協会に持っていくのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在、柳泉園組合には不燃ごみとして搬入し、選別しているので汚れたものは焼却しております。容り法に伴う分別収集でも選別等は行うので汚れたものや不純物を除くことが必要です。</p>
<p>副会長 事務局</p>	<p>分別された汚れたその他プラ対象物は、RPFに回るのでしょうか。</p> <p>現在は、柳泉園組合で行っていますが、その他プラは市と契約した業者がどう処理するかです。</p>
<p>副会長 事務局</p>	<p>プラスチックの固形物は市川環境に持っていっていると思いますが、プラスチックだけだとRPFとなるでしょうが、その他不純物が入っているとRDFにならないのではないのでしょうか。</p> <p>柳泉園組合で選別しており、残ったものを市川環境に持っていっております。</p>
<p>副会長 委員</p>	<p>その他プラの場合、市に戻すか、固形燃料等にするかは業者と市との契約内容になります。</p> <p>生ごみは別にし、市民にその他プラと生ごみをきちっと分けるよう指導する必要があります。</p> <p>出す人の意識を高める必要があります。</p>
<p>会長</p>	<p>市のその他プラを実施するときは柳泉園組合に通さないことになるが、容り協会に出す前に対象外のプラスチック等の選別を委託する必要があります。</p>
<p>副会長 事務局</p>	<p>今後は、汚れたもの等の処理をどのように行うか考える必要があります。</p> <p>不燃物というルートでは柳泉園組合に搬入できるのでしょうか。</p> <p>不燃ごみと容り法対象物と分けていただき、対象外のプラスチックは今ままでおり柳泉園組合に搬入することとなります。</p>
<p>委員</p>	<p>容り法対象物でも、どうしても汚れが取れないものは不燃ごみに出さざるを得ないと思います。</p>
<p>副会長</p>	<p>ただし、持ち込むごみを減らさないと焼却灰を最終処分場に多く持ち込むことになってしまいます。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>これからは、分別が難しくなると思います。</p> <p>可燃ごみ・不燃ごみの有料化を審議している中で市としては、可燃ごみや不燃ごみに出すようには言えません。今は無料ですが、洗って資源物に出せば無料になるので市民にはできるだけ洗って出していただくよう協力をお願いしていきます。有料化になった時は、汚れたものを多く出せ</p>

委員	<p>ば、それだけ費用負担が多くなるということです。</p> <p>物理組成の資料を見ると、容り法対象物のその他プラの混入率は年々下がっているが、逆に不燃ごみのプラスチックは増えていますかどうでしょうか。</p>
事務局	<p>以前は可燃ごみが多かったのですが、現在はプラスチック製品が多くなってきたことが考えられます。また、その他プラ以外の分別収集を行っているため、分別の徹底ができています。可燃ごみが減って不燃ごみが増えることは良いことと考えており、不燃ごみから徹底分別して資源化する必要があるということでもあります。</p>
会長	<p>ただし、この物理組成は、柳泉園組合が1市1台無作為に選び、12ヶ月を掛け合わせたデータのため、今後さらに細分化したデータの検討が必要であると考えております。</p>
事務局	<p>次に4の(1)の説明をお願いします。</p> <p>平成18年2月15日号の市報で、16年度総額は29億330万1千円となります。市民一人当たりは15,544円・1世帯35,751円でこの人口・世帯は16年10月1日現在のものを利用しております。表1の収集運搬費用は10億3,728万2千円で、この内訳の多くは人件費・車両購入費・委託費等です。中間処理・最終処分に係る費用はそれぞれの負担金です。その他経費は主に事務担当職員人件費です。集団回収にかかる費用は、集団回収奨励金・委託料の合計です。</p> <p>表2の1t当たりの処理経費は、それぞれの品目の収集量を割り返して算出したものです。</p>
会長	<p>表3はさらに細分の具体的な品物に係る費用を算出したものです。</p> <p>経費で見るとということは非常に大事であります。何かご質問はありますか。</p>
委員	<p>表1で集団回収の経費が掲載されているが、集団回収は地域の活動で得たお金を地域の人に還元していることが多く、さらに市が収集するよりも費用がかからないので市では、集団回収を推進していく考えなのでしょうか。</p>
委員	<p>私は集団回収の業者側ですが、武蔵野市では集団回収の奨励金で地域の子供会、コミュニティセンター、防犯・防災の活動費等に使っています。現在、社会の地域活動は、行政の多くが縦割りで管理しているので横のつながりが弱くなっています。集団回収は、この横のつながりを強くするには良いことなので地域の皆様には勧めております。さらに武蔵野市では、商店街もかかわった地域の集団回収を行っております。集団回収は、ごみの分別がしっかり行われ、ごみの質の高いものが集まり、地域の高まりを生み出すには最高のシステムと考えております。</p>
委員	<p>私も地域のつながりには良く、単純に支出面だけではないと思っております。</p>
会長	<p>t当たり経費で集団回収の経費が一番安いですが、資源物の収集量における集団回収の割合はどのくらいでしょうか。</p>
委員	<p>約33%の割合であると思います。</p>
会長	<p>これをすべて市の収集にすると費用が高くなります。</p>
委員	<p>西東京市は業者委託料を安く抑えているが、それでもはるかに集団回収を行なった方が安くなります。集団回収の位置づけと意味合いが重要であると考えております。</p>
会長	<p>経費的には中間処理施設の負担金が多いことが気になります。</p> <p>中間処理施設や最終処分場の情報をできるだけ多く出していただき、必要</p>

<p>委員</p>	<p>があれば情報公開ということも必要であります。さらに、容リ協会の委託等についても情報を得る必要があります。その他ご質問はありますか。</p> <p>リサイクルプラザと前審議会での審議内容との関係が分からないので教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>リサイクルプラザは見直しを行い、パブリックコメントが終わり4月から5月くらいには、公表していきたいと考えております。ごみの資源化・減量化の拠点施設として、ごみ減量と資源化の取り組みを市民主導で行う施設として位置づけております。粗大ごみの展示・販売スペースを設け、駐車スペースでは日中車がない時に、収集日以外にも市民が資源物を持ってきたり、りさいくる市の開催を予定しております。基本的には、ソフト面とハード面の両方を考えて施設運営を考えていきます。</p>
<p>副会長 事務局</p>	<p>リサイクルプラザの駐車場は、日中、車がないのでしょうか。</p> <p>車は現在約44台ありますが、20年度には車は約37台となり、来場者の駐車場と合わせればスペース等は確保されると思われま。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>他にご質問が無ければ4の(2)の西東京市の現状と課題の整理及び家庭ごみの資源化促進と適正な費用負担について説明をお願いします。</p> <p>これは、審議会の基本的な事項になります。最初に第2回審議会の簡単な整理をさせていただき、家庭ごみの有料化について先進市の検討・調査をまとめさせていただきました。これは、各先進市が考えている基本コンセプトです。各市とも最大の課題は、最終処分場の延命で「ごみを持ち込まない」「ごみを作らない」ということで進めております。</p>
	<p>厳しくなる処分場への搬入配分量から見ると西東京市民1人1日アルミ缶4つの重さです。容量で言うと武蔵野市で作成した「これしか出せないの?ごみ袋」と同様であります。これは、西東京市においても1つの大きな課題の1つです。また、分別収集を多くすればするほど人件費や車両が増え、経費がかかるのは事実であり、人口の増加によりごみ量の増大や経費の増加もある。平成14年3月作成の西東京市一般廃棄物処理基本計画の17年度推計人口より、実数は約2,500人多くなっております。今後も大きな集合住宅や戸建住宅が建設予定になっており、これも西東京市の大きな課題の1つであります。</p> <p>各先進市の調査の中で、循環型社会の推進が重要で「リサイクル」の前に「リデュース」「リユース」を行いごみの発生抑制や再使用をすることです。そのためには、排出者責任の自覚をどれだけ多くの人々が持つかということで、それには排出者がごみの減量等の努力が見える形で客観的に評価される施策が求められ、集団回収のようにごみに出さず資源として排出すれば奨励金という形で返ってくるようなことが必要であります。ごみの減量等の努力をしたものが報われる施策の1つが家庭ごみの有料化であります。他市も家庭ごみの有料化は、負担の公平性やごみ減量等の促進を目的としているが、結果として焼却量の減少や最終処分場の延命に寄与するとともに、処理費用の削減や財源確保にも役立つと言われております。また、家庭ごみの有料化は、それだけではなく、意識の醸成や消費生活の変化が期待でき、リサイクルしやすい商品を買う意識等が増え、製造側も環境負荷の少ない商品の製造に影響を与えていくと思われま。</p> <p>他市でも一時的にごみ減量するがすぐに戻ったり、不法投棄が増えることも言われていますが、意識の改革や周知徹底が必要であると考えております。</p>

	<p>次に、ごみの減量化と資源化率の向上です。先進各市で実際に数字上、ごみ減量や資源化率の向上が見られております。</p> <p>次のごみ処理費用の明確化と負担の公平性で、廃棄物会計などで経費を算出していますが、現在、税金でごみ処理経費を払っており、自らのお金ではないのでごみ処理経費の意識が少ないと思われます。ごみを多く出しても少なく出してもサービスは何も変わらないため、ごみ減量に努力している人が報われないシステムであると考えている人もいます。そのため、排出量に応じた適正な費用負担を市民に求めることで、公平化が図られ、ごみ減量を促進する効果が期待できます。</p> <p>次の排出者責任の明確化と戸別収集ですが、従来から事業所のごみは自らの責任で処理することが原則で、家庭ごみは税金により処理されているため排出者責任が明確ではありませんでした。家庭ごみの有料化は、ごみ減量の促進だけではなく、ごみの排出ルールの徹底も図られていくと考えております。そして、排出者責任の明確化をより効果的に実施するのが戸別収集であると考えております。</p> <p>以上時間がありませんので、次回以降、読んでいただき参考としていただきたいと思います。</p> <p>この件は中身が多いので今の資料を次回までに見ていただき、次回は家庭ごみ有料化を検討するにあたっての留意すべき事項以降を説明していただき、検討していきたいと考えております。</p> <p>それでは先に、大森環境防災部長と河原ごみ減量推進課長のあいさつをいただきたいと思います。</p>
会長	
部長	あいさつ(退職に伴うもの)
課長	あいさつ(人事異動に伴うもの)
会長	<p>引き続き第4回審議会の日程と柳泉園組合の施設見学の日程に入りたいと思います。</p> <p>各委員調整の上、4月28日(金)の午後2時から4時までと決まる。</p>
事務局	<p>柳泉園組合の見学会を4月中に予定しています。相手方への視察予約は2週間前には連絡しなければならないのですが、事務局で日程を調整して後日、各委員へお知らせいたします。</p>
会長	<p>4の(2)の西東京市の現状と課題の整理及び資源化促進と適正な費用負担については、次回以降、集中的に行っていきたいと考えております</p> <p>これで終了させていただきます。</p>